

御坊日高老人福祉施設事務組合
養護老人ホームときわ寮
[特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護]
重要事項説明書

当施設は、介護保険の指定を受けています。

(和歌山県指定 第3072100716)

当施設は、契約者に対して特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供します。

施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおりご説明します。

1. 設置主体

(1)組合名	御坊日高老人福祉施設事務組合
(2)所在地	〒644-0044 和歌山県日高郡美浜町大字和田 1138 番地の 180
(3)電話	0738-23-3478 (代)
(4)代表者	管理者 箕内 美和子
(5)設立年月日	昭和25年10月12日

2. ご利用施設

(1)施設の種類	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護
(2)名称	養護老人ホームときわ寮
(3)所在地	〒644-0044 和歌山県日高郡美浜町大字和田 1138 番地の 180 (JR利用)紀勢本線「JR御坊駅」下車 御坊南海バス「御坊駅」乗車・「自衛隊前」下車 徒歩約1分 (車利用) 阪和自動車道「御坊インター」から約20分
(4)電話番号	0738-22-0783 (代)
(5)ファックス番号	0738-24-0292
(6)電子メール	tokiwayo@wonder.ocn.ne.jp
(7)ホームページ	<u>http://www.tokiwa-roujin.jp/</u>
(8)施設長(管理者)	野尻直克
(9)開設年月日	昭和26年4月1日
(10)定員	110名

(11)周辺環境

施設は、和歌山県の中紀に位置し、JR御坊駅よりバス（日の岬パーク行き）自衛隊前で下車徒歩1分。県立自然公園煙樹海岸内にあり、南は紺碧の海太平洋と、延々と続く美しい煙樹ヶ浜が開け、年中緑の松に包まれ、四季を通じて小鳥の声が聞こえる素晴らしい環境にあり、自然とのふれあいを感じながら過ごしていただけます。

(12)施設の目的

施設は、介護保険法令に従い、特定施設入居者生活介護計画又は介護予防特定施設入居者生活介護計画(以下「特定施設サービス計画」という。)の作成及び特定施設サービス計画に基づき、生活相談、入浴、排泄、食事の介護その他日常生活上のお世話、機能訓練及び療養上のお世話等を行うことを目的としています。

(13)施設の運営方針

- ① 施設は、特定施設サービス計画に基づき、特定施設サービスを適切かつ円滑に提供することにより、ご利用者が要介護状態若しくは要支援状態(以下「要介護状態等」という。)になった場合でも、施設において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう努めます。
- ② 施設は、安定的かつ継続的な事業運営に努めます。

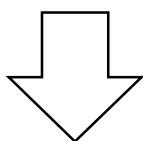
3. 利用対象者

利用対象者は、養護老人ホームときわ寮入所者のうち、介護保険制度における要介護認定若しくは要支援認定の結果、要介護若しくは要支援と認定された方が対象となり、施設と介護サービス若しくは介護予防サービスの利用に係る契約を締結していただくことになります。

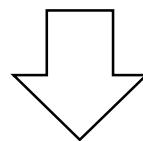
4. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「特定施設サービス計画(ケアプラン)」で定めます。
- (2) ケアプランの作成及びその変更は、次のとおり行います。

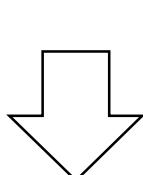
① 施設の計画作成担当者にケアプランの原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。



② その担当者は、ケアプランの原案について、ご利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。



③ ケアプランは、必要に応じ、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要がある場合には、ご利用者及びそのご家族等と協議して、ケアプランを変更します。



④ ケアプランが変更された場合には、ご利用者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

5. 職員の配置状況

施設では、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞

職種	現在の在籍人員
1. 管理者	1人（常勤）
2. 生活相談員	1人（常勤）
3. 看護職員	4人（常勤）機能訓練指導員と兼務 1人（非常勤）
4. 介護職員	18人（常勤）4人（非常勤）
5. 機能訓練指導員	4人（常勤）看護職員と兼務
6. 計画作成担当者	1人（常勤）

＜配置職員の職務内容＞

管理者： 施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、施設の職員に運営規程を遵守させるために、必要な指揮命令を行います。

生活相談員： ご利用者の生活相談及び援助の企画立案、実施に関する業務を行います。また、常に計画作成担当者との連携を図り、特定施設サービス計画につなげます。

看護職員： ご利用者の健康の状況に注意し、健康保持に努めます。

介護職員： ご利用者の日常生活上の介護、援助業務を行います。

機能訓練指導員： ご利用者が日常生活を送るうえで、必要な生活機能の改善又は維持のための訓練を行います。

計画作成担当者： ご利用者に係る特定施設サービス計画（ケアプラン）を作成、実施状況を把握し、必要があれば計画を変更してご利用者の満足度を確保します。

6. 施設が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険給付対象サービス

① サービスの内容

施設が提供するサービスについては、生活相談、緊急対応並びに計画作成、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上のお世話、機能訓練及び療養上のお世話等があります。

② 介護サービス及び介護予防サービス利用料金

別紙料金表のとおりとします。

③ 利用料金のお支払方法

前記の自己負担に係る料金・費用は、月末に計算し、翌月の施設が指定した日にお届けいただいた指定口座から引き落とされます。

(2) 介護保険給付対象外のサービス

- ① 入所者選定による介護その他日常生活上の便宜に要する費用
- ② おむつ代
- ③ 施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、契約者に負担していただくことが適当と認められるもの。

(3) 医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務付けるものではありません。

① 協力医療機関

医療機関の名称	独立行政法人国立病院機構 和歌山病院
所 在 地	和歌山県日高郡美浜町大字和田 1138
診 療 科	総合
医療機関の名称	ひだか病院
所 在 地	和歌山県御坊市薗 116-2
診 療 科	総合
医療機関の名称	医療法人 黎明会 北出病院
所 在 地	和歌山県御坊市湯川町財部 728-4
診 療 科	内科・外科・脳神経外科・整形外科・リハビリテーション科
医療機関の名称	医療法人 整形外科 北裏病院
所 在 地	和歌山県御坊市湯川町小松原 454
診 療 科	整形外科

② 協力歯科・眼科医療機関

医療機関の名称	五木田歯科医院
所 在 地	和歌山県日高郡美浜町大字吉原 890
医療機関の名称	くりもと歯科医院
所 在 地	和歌山県御坊市湯川町財部 641-24
医療機関の名称	えのもと眼科
所 在 地	和歌山県御坊市薗 95

(4) 重度化対応について

ご利用者が重度化となった場合は、当組合「重度化対応に関する指針」に基づき、ご利用者及びそのご家族への継続的支援を図ります。

7. サービス利用契約の終了について

契約期間満了の7日前までにご利用者から契約終了の申入れがない場合には、契約は更に6ヶ月間（要介護認定等の有効期間）同じ条件で更新され、以後も同様となります。契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、以下の事項に該当するに至った場合には、施設との契約は終了します。

- ① ご利用者が死亡された場合
- ② 要介護認定等により、ご利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合、又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ④ 施設が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合
- ⑤ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑥ ご利用者から中途解約、又は契約解除の申し出があった場合
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合

(1) ご利用者からの中途解約・契約解除の申し出

契約の有効期間中であっても、ご利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約・解除届出書をご提出ください。ただし、契約書第16条第2項に該当する場合には、契約を即時に解約・解除することができます。

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者によるサービス利用料金の支払いが6ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意または重大な過失により、事業者又はサービス従事者若しくは他の入所者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- ④ ご利用者の行動が、他のご利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあつたり、あるいはご利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合

8. サービス提供における事業者の義務

施設は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご利用者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ② ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ サービスを行っているときに、ご利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また、あらかじめお届けいただいている緊急連絡先へも速やかに連絡します。
- ④ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご利用者に対して、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行います。
- ⑤ ご利用者が受けている要介護認定若しくは要支援認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定若しくは要支援認定の更新申請のために必要な援助を行います。
- ⑥ ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご利用者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑦ 施設は、サービスの提供にあたっては、当該ご利用者又は他のご利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）は原則的に行いません。なお、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束等の適正化のための委員会においてその必要性や態様等について検討を行い、事前にご利用者又はご家族に必要性やその態様を詳しく説明し、同意を得たうえで行い、その後、行った身体拘束の態様等の状況を記録します。
- ⑧ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービス提供にあたって知り得たご利用者又はそのご家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。ただし、ご利用者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。
- ⑨ ご利用者の円滑な退所のために援助を行う際に情報提供を必要とする場合には、ご利用者の同意を得て行います。

9. サービスご利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の利用上の注意義務等

- ① 施設の設備、敷地は、その本来の用途に従って利用してください。
- ② ご利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者がご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。
- ③ 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を滅失、破損、汚損若しくは変更した場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していくだくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

(2) 施設内禁止行為

- ① ケンカ、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。
- ② 政治活動、営利活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人に迷惑を及ぼすこと。
- ③ 決められた場所以外での喫煙。
- ④ 指定した場所以外で火気を用い、又は自炊すること。
- ⑤ 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- ⑥ 故意又は無断で、設備若しくは備品に損害を与え、又はこれらを施設外に持ち出すこと。

10. 事故発生時の対応について

施設は、ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生し場合は、市町、ご利用者のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。

11. 損害賠償について

- (1) 施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償を減じる場合があります。
- (2) 事業者は、事故の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
 - ① ご利用者（そのご家族、身元引受人等も含む）が、契約締結に際し、ご利用者の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合

- ② ご利用者（そのご家族、身元引受人等も含む）がサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったたことに専ら起因して損害が発生した場合
- ③ ご利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- ④ ご利用者が、事業者若しくはサービス従事者の支持等に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

12. 苦情の受付について

(1) 施設における苦情の受付

施設における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付担当者（受付時間 月～金 8：30～17：15）

[氏名] 荊木 明子

[職名] 養護老人ホームときわ寮 総括主任生活相談員

苦情解決責任者

[氏名] 野尻 直克

[職名] 養護老人ホームときわ寮 施設長

第三者委員

[氏名] 岡本 真美

[職名] 有識者

[氏名] 小松 敬二

[職名] 有識者

[氏名] 岡本 恒男

[職名] 有識者

[氏名] 川口 富士夫

[職名] 社会福祉士

苦情の受付窓口は、上記受付担当者となります。

また、第三者委員も、直接苦情を受け付けることができます。第三者委員は、苦情解決を円滑に図るため、双方への助言や話し合いへの立ち合いなどもいたします。

苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と話し合いによって、円滑な解決に努めます。

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

御坊市役所 介護保険担当課 (介護福祉課)	所 在 地 御坊市薦 350 番地 2 電 話 0738-23-5851 FAX 0738-23-2550 受付時間 8:30～17:15 (土日祝・年末年始を除く)
和歌山県国民健康保険団体連合会 (介護サービス苦情相談窓口)	所 在 地 和歌山市吹上二丁目 1 番 22-501 号 (日赤会館内) 電 話 073-427-4662 FAX 073-427-4664 受付時間 9:00～17:00 (土・日・祝・祭日を除く)
和歌山県社会福祉協議会 (和歌山県福祉サービス運営適正化委員会)	所 在 地 和歌山市手平二丁目 1-2 (県民交流プラザ和歌山ビッグ愛内) 電 話 073-435-5527 FAX 073-435-5584 受付時間 9:00～17:30 (土・日・祝日等を除く)

令和 年 月 日

特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者職氏名

養護老人ホームときわ寮 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護
主任計画作成担当者 氏名 高垣 真也 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、（介護予防）特定施設サービスの提供開始に同意します。また、本書については1部を私が保管します。

契約者 住 所 和歌山県日高郡美浜町大字和田 1138 番地の 180

氏 名 印

代理人（身元引受人）住 所

氏 名 印

契約者との続柄

別紙 利用料金(令和6年12月より：1割負担)

①介護給付サービスによる料金 (報酬告示関係 1単位：10円)

要介護認定等 の 結 果	介護費の単位	介 護 費	うち介護保険から 給付される額9割	利用者自己負担額 1割
自立(非該当)	—	—	—	—
要支援1	183単位／日	1,830円／日	1,647円／日	183円／日
要支援2	313単位／日	3,130円／日	2,817円／日	313円／日
要介護1	542単位／日	5,420円／日	4,878円／日	542円／日
要介護2	609単位／日	6,090円／日	5,481円／日	609円／日
要介護3	679単位／日	6,790円／日	6,111円／日	679円／日
要介護4	744単位／日	7,440円／日	6,696円／日	744円／日
要介護5	813単位／日	8,130円／日	7,317円／日	813円／日
①夜間看護体制加算Ⅱ	9単位／日	90円／日	81円／日	9円／日
②サービス提供体制強化加算 (I)	22単位／日	220円／日	198円／日	22円／日
③科学的介護推進体制加算	40単位／月	400円／月	360円／月	40円／月
④協力医療機関連携加算	100単位／月	1,000円／月	900円／月	100円／月
⑤高齢者施設等感染対策向上 加算Ⅰ	10単位／月	100円／月	90円／月	10円／月
⑥高齢者施設等感染対策向上 加算Ⅱ	5単位／月	50円／月	45円／月	5円／月
⑦退院・退所時連携加算 (医療提供施設を退院・退所し て入所された場合：要介護1 ～5の方で入所から30日以 内に限る。)	30単位／日	300円／日	270円／日	30円／日
⑧介護職員等処遇改善加算 (I)	月間所定単位数※に12.8%を乗じた額 ※月間所定単位数=(利用者の介護度による介護報酬の単位+①夜間看護 体制加算+②サービス提供体制強化加算(I))+月間利用日数+③科学的 介護推進体制加算+④協力医療機関連携加算+⑤高齢者施設等感染対策 向上加算Ⅰ+⑥高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ+⑦退院・退所時連携 加算			

別紙 利用料金(令和6年12月より：2割負担)

①介護給付サービスによる料金 (報酬告示関係 1単位：10円)

要介護認定等 の 結 果	介護費の単位	介 護 費	うち介護保険から 給付される額8割	利用者自己負担額 2割
自立(非該当)	—	—	—	—
要支援1	183単位／日	1,830円／日	1,464円／日	366円／日
要支援2	313単位／日	3,130円／日	2,504円／日	626円／日
要介護1	542単位／日	5,420円／日	4,336円／日	1,084円／日
要介護2	609単位／日	6,090円／日	4,872円／日	1,218円／日
要介護3	679単位／日	6,790円／日	5,432円／日	1,358円／日
要介護4	744単位／日	7,440円／日	5,952円／日	1,488円／日
要介護5	813単位／日	8,130円／日	6,504円／日	1,626円／日
①夜間看護体制加算Ⅱ	9単位／日	90円／日	72円／日	18円／日
②サービス提供体制強化加算 (I)	22単位／日	220円／日	176円／日	44円／日
③科学的介護推進体制加算	40単位／月	400円／月	320円／月	80円／月
④協力医療機関連携加算	100単位／月	1,000円／月	800円／月	200円／月
⑤高齢者施設等感染対策向上 加算Ⅰ	10単位／月	100円／月	80円／月	20円／月
⑥高齢者施設等感染対策向上 加算Ⅱ	5単位／月	50円／月	40円／月	10円／月
⑦退院・退所時連携加算 (医療提供施設を退院・退所し て入所された場合：要介護1 ～5の方で入所から30日以 内に限る。)	30単位／日	300円／日	240円／日	60円／日
⑧介護職員等処遇改善加算 (I)	月間所定単位数※に12.8%を乗じた額 ※月間所定単位数=(利用者の介護度による介護報酬の単位+①夜間看護 体制加算+②サービス提供体制強化加算(I))+月間利用日数+③科学的 介護推進体制加算+④協力医療機関連携加算+⑤高齢者施設等感染対策 向上加算Ⅰ+⑥高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ+⑦退院・退所時連携 加算			

別紙 利用料金(令和6年12月より：3割負担)

①介護給付サービスによる料金 (報酬告示関係 1単位：10円)

要介護認定等 の 結 果	介護費の単位	介 護 費	うち介護保険から 給付される額7割	利用者自己負担額 3割
自立(非該当)	—	—	—	—
要支援1	183単位／日	1,830円／日	1,281円／日	549円／日
要支援2	313単位／日	3,130円／日	2,191円／日	939円／日
要介護1	542単位／日	5,420円／日	3,794円／日	1,626円／日
要介護2	609単位／日	6,090円／日	4,263円／日	1,827円／日
要介護3	679単位／日	6,790円／日	4,753円／日	2,037円／日
要介護4	744単位／日	7,440円／日	5,208円／日	2,232円／日
要介護5	813単位／日	8,130円／日	5,691円／日	2,439円／日
①夜間看護体制加算Ⅱ	9単位／日	90円／日	63円／日	27円／日
②サービス提供体制強化加算 (I)	22単位／日	220円／日	154円／日	66円／日
③科学的介護推進体制加算	40単位／月	400円／月	280円／月	120円／月
④協力医療機関連携加算	100単位／月	1,000円／月	700円／月	300円／月
⑤高齢者施設等感染対策向上 加算Ⅰ	10単位／月	100円／月	70円／月	30円／月
⑥高齢者施設等感染対策向上 加算Ⅱ	5単位／月	50円／月	35円／月	15円／月
⑦退院・退所時連携加算 (医療提供施設を退院・退所し て入所された場合：要介護1 ～5の方で入所から30日以 内に限る。)	30単位／日	300円／日	210円／日	90円／日
⑧介護職員等処遇改善加算 (I)	月間所定単位数※に12.8%を乗じた額 ※月間所定単位数=(利用者の介護度による介護報酬の単位+①夜間看護 体制加算+②サービス提供体制強化加算(I))+月間利用日数+③科学的 介護推進体制加算+④協力医療機関連携加算+⑤高齢者施設等感染対策 向上加算Ⅰ+⑥高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ+⑦退院・退所時連携 加算			